

総室次長	農政審議員
政策調整審議員	農業審議員
政策審議員	水産審議員
総務審議員	土木審議員
統計審議員	首席林業専門技術員
医療審議員	課長
健康福祉審議員	課長補佐
環境生活審議員	事務長
商工審議員	総看護師長
企業立地審議員	副学院長
観光審議員	副園長
労政審議員	副館長
職業能力開発審議員	副部長
農政審議員	首席研究主幹
林政審議員	局付
水産審議員	所付
土木審議員	部付
建築審議員	主幹
会計審議員	教務主幹
情報企画監	研究主幹
首席農業専門技術員	主幹林業専門技術員
首席林業専門技術員	教授
室長	医長
センター長	科長
課長補佐	係長
主幹	隊長
主幹農業専門技術員	薬局長
指導監査主幹	教務長
農業土木工事検査主幹	看護師長
林務検査主幹	療育長
漁港工事検査主幹	訓練長
収用主幹	船長
土木工事検査主幹	相談所長
係長	副隊長
参事	副所長
農業専門技術員	助教授
林業専門技術員	税務専門員
水産業専門技術員	参事
農業土木工事検査参事	教務参事
林務検査参事	研究参事
漁港工事検査参事	林業専門技術員
収用参事	水産業専門技術員
土木工事検査参事	課(室)付
課(室)付	

別表第2中「主任医療社会福祉司」、「医療社会福祉司」及び「副巡視長」を削る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。